

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行規則（一部抜粋）

（多量排出事業者）

第8条 条例第19条の規則で定める事業者は、条例第20条に規定する事業用大規模建築物の所有者等以外の事業者で、1日の平均排出量が100キログラム以上の者とする。

（事業用大規模建築物）

第9条 条例第20条の規則で定める事業用大規模建築物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一の建物であって、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための用に供される延床面積の合計が500平方メートルを超える建築物
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の延床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物。ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量の建築物で市長が指定するものを除く。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第10条 条例第21条の規定により選任する廃棄物管理責任者は、多量排出事業者若しくは事業用大規模建築物の所有者等又は事業系一般廃棄物が排出される建築物の維持管理について権限を有する者でなければならない。

2 条例第21条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、選任又は変更のあった日から10日以内に廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（事業系一般廃棄物減量計画書の届出）

第11条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業系一般廃棄物減量計画書（別記第2号様式）により、毎年4月20日までに行わなければならない。

2 条例第22条第2項の規定による届出は、事業系一般廃棄物減量計画変更届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準）

第12条 条例第23条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の種類及び排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。
- (2) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散し、雨水が流入するおそれがないようにすること。

- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。
- (5) 事業系一般廃棄物の保管場所である旨の表示をすること。

(再利用対象物の保管場所の設置基準)

第13条 条例第24条の規則で定める再利用の対象となる事業系一般廃棄物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再利用対象物に廃棄物として処理する事業系一般廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 廃棄物として処理する事業系一般廃棄物から生じる汚水等により、再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (3) 再利用対象物を種類別に適切に保管することができるようにすること。
- (4) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 再利用対象物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。
- (7) 再利用対象物の保管場所である旨の表示をすること。

(事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置届)

第14条 条例第23条第2項及び第24条第2項の規定による届出は、／事業系一般廃棄物／再利用対象物／保管場所設置届出書（別記第4号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築物の建築に関する確認の申請書の提出前に行わなければならない。

(勧告)

第15条 条例第25条の規定による勧告は、勧告の理由及び当該勧告にかかる措置の期限その他必要な事項を記載した勧告書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 勧告を受けた者は、当該勧告に基づき措置を講じたときは、速やかに措置報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。